

香川県ふじみ園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第22号

香川県ふじみ園規則の一部を改正する規則

香川県ふじみ園規則（昭和54年香川県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定員) 第2条 ふじみ園の定員は、当該施設において行われる業務のうち、施設入所支援に係るものにあっては <u>90人</u> とし、生活介護に係るものにあっては <u>110人</u> とし、自立訓練及び就労移行支援に係るものにあってはそれぞれ <u>6人</u> とし、就労継続支援に係るものにあっては <u>32人</u> とする。	(定員) 第2条 ふじみ園の定員は、当該施設において行われる業務のうち、施設入所支援及び生活介護に係るものにあっては <u>それぞれ110人</u> とし、自立訓練及び就労移行支援に係るものにあっては <u>それぞれ12人</u> とし、就労継続支援に係るものにあっては <u>30人</u> とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。